

## 工事中の防火対象物の 安全対策 - 西日本防災システム

工事中の防火対象物の  
安全対策

以下は、弊社拠点の神戸市技術基準です。御注意ください。

### 1 新築工事中の建築物等

新築工事中の建築物及び建造中の旅客船（以下「新築工事中の建築物等」という。）に係る防火安全対策は次によること。（平成16年8月1日消予第146号、消予査第143号予防部長通知）

#### (1) 防火管理者の選任が必要となる新築工事中の建築物等

ア 次に掲げる規模の新築中の建築物で収容人員が50人以上のもの。なお、収容人員の算定は、工事部分（工事従業員の合計）と仮使用部分（消防法施行規則第1条の3の算定による。）を合算したものとすること。

- ① 地階を除く階数が11以上で、かつ、延べ面積が10,000㎡以上の建築物
- ② 延べ面積が50,000㎡以上の建築物
- ③ 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の建築物

イ 建造中の旅客船で収容人員（工事従業員の合計）が50人以上でかつ、甲板数が11以上のもの。

#### (2) 管理権原者の取扱い

ア 工事部分

一括発注方式の場合は、工事受注者（建築会社等）が管理権原者となる。ただし、分離発注方式など、工事種別毎に別会社に発注する方式をとる場合は、同一工事部分で管理権原者が複数に渡るため、管理権原者はそれぞれの受注者となる。

イ 仮使用部分

仮使用承認を受けた部分の管理権原者は、当該仮使用部分の所有者、占有者等の関係者となる。

ウ 建造中の旅客船

ぎ装工を行う造船会社等が管理権原者となる。

#### (3) 管理権原者の選任方法等

ア 防火管理者の選任方法等

消防法施行令第1条の2第3項第2号に基づき、原則、権利権原者ごとに防火管理者の選任を行うことになるが、対象物全体で統一的且つ連携のとれた防火管理体制を確立するため、複数の建築会社や、仮使用部分と工事部分との連携が必要な対象については、共同防火管理体制又は共同選任方式を指導すること。

イ 選任する防火管理者の資格

新築工事中の建築物等に選任する防火管理者は、政令第3条第1項第1号に定める甲種防火管理者であること。

#### (4) 管理権原者の選任等が義務付けられる期間

ア 新築工事中の建築物

外壁及び床又は屋根の構造部が、(1)に定める規模以上まで完成し、建築物内部において工事（電気工事、設備工事、内装仕上工事等）が開始されてから建築主に引き渡しが行われるまでの間。

イ 建造中の旅客船

進水後、ぎ装工が開始されてから船主に引き渡しが行われるまでの間。

#### (5) 消防用設備等計画に定める事項等

ア 工事部分の消防計画を、防火管理者に消防法施行規則第3条第1項第2号の規定により作成させること。なお、必要に応じて次の事項について指導すること。

- ① 防火管理者等指揮監督者の責務に関する事項
- ② 仮使用部分と連絡体制（仮使用が有る場合）
- ③ 夜間・休日における現場管理に関する事項

イ 仮使用部分の消防計画を、防火管理者に省令第3条第1項第1号の規定により作成させること。なお、建基省令第4条の16に規定する仮使用承認申請に伴う安全計画等により内容が確認できている部分については、作成する消防計画の当該部分は省略することができる。

#### (6) 仮使用部分における指導事項

仮使用部分における防火管理及び消防用設備等については、平成12年3月27日付け消防予第74号消防庁予防課長通知「スケルトン状態の防火対象物に係る消防法令の運用について」を参考として、防火安全指導を徹底させること。



西日本防災システム  
NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd  
<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ



## 工事中の防火対象物の 安全対策 - 西日本防災システム

工事中の防火対象物の  
安全対策

### (7) 確認申請の消防同意時の審査指導

工事中の建築物に係る防火管理者の選任義務が予測される建築確認申請の消防同意については、工事受注者に対して防火管理者の選任義務を通知しておく必要がある。

そのため、建築主又はその代理人に対して、(1)に定める対象物の工事において、(4)に定める時期までに防火管理者の選任及び消防計画の作成を行う旨を、消防用設備等設置計画届出書に記載させること。

2

#### 改装工事中の防火対象物における 消防用設備等計画について

改装工事における消防計画については、防火対象物全体の消防計画の一部として作成されているため、原則、改装工事用に別途消防計画の作成及び届け出は必要無い。

なお、改装工事等を行う場合は、事前に消防署と協議する必要性を指導（通常の消防計画に記載させる。）するとともに、協議の結果、次の事項に該当する場合は、工事内容に応じた消防計画を別途作成し届出させること。

- (1) スプリンクラー消火設備等固定消火設備の全機能停止
- (2) 自動火災報知設備の全機能停止
- (3) その他協議において特に消防計画の別途作成が必要と判断されたもの

3

#### その他

消防計画の様式については別表1に基づき運用する。

別表 1

区 分	内 容	
新築工事中の 建 築 物	工事部分	<p>表紙 消防計画作成（変更）届出書（省令別記様式1号の2）</p> <p>内容 工事中の消防計画書（新築用）</p>
	仮使用部分	<p>表紙 消防計画作成（変更）届出書（省令別記様式1号の2）</p> <p>内容 仮使用部分の規模・用途に応じた消防計画各様式</p>
建 造 中 の 旅 客 船	<p>表紙 消防計画作成（変更）届出書（省令別記様式1号の2）</p> <p>※ 消防計画の「内容」については、造船会社が省令第3条に基づき独自に作成すること。</p>	
改装工事中の 防 火 対 象 物	<p>※ 原則、防火対象物の消防計画で対応する。ただし、工事に伴う事前協議等により必要が確認された場合は、次の様式を参考に安全対策を指導すること。</p> <p>表紙 改装等の工事中の消防計画作成（変更）届出書</p> <p>内容 工事中の消防計画書（改装等用）</p>	

